



生活福祉資金貸付制度

緊急小口資金のごあんない

生活にお困りの場合、次の資金の貸付けと必要な相談により支援します。
お住まいの地区の市区町村社会福祉協議会にご相談ください。

社協名	電話番号	社協名	電話番号
新潟市社会福祉協議会	025-248-4545	燕市社会福祉協議会	0256-78-7080
北区	025-386-2778	糸魚川市社会福祉協議会	025-552-7700
東区	025-272-7721	妙高市社会福祉協議会	0255-72-7660
中央区	025-210-8720	五泉市社会福祉協議会	0250-41-1000
江南区	025-250-7743	佐渡市社会福祉協議会	0259-81-1155
秋葉区	0250-24-8376	阿賀野市社会福祉協議会	0250-67-9203
南区	025-373-3223	魚沼市社会福祉協議会	025-792-8181
西区	025-211-1630	南魚沼市社会福祉協議会	025-773-6911
西蒲区	0256-73-3356	胎内市社会福祉協議会	0254-44-8682
長岡市社会福祉協議会	0258-33-6000	聖籠町社会福祉協議会	0254-27-6767
上越市社会福祉協議会	025-526-1515	弥彦村社会福祉協議会	0256-94-4551
三条市社会福祉協議会	0256-33-8511	田上町社会福祉協議会	0256-57-5877
柏崎市社会福祉協議会	0257-22-1411	阿賀町社会福祉協議会	0254-92-3088
新発田市社会福祉協議会	0254-23-1000	出雲崎町社会福祉協議会	0258-41-7133
小千谷市社会福祉協議会	0258-83-2340	湯沢町社会福祉協議会	025-784-4111
加茂市社会福祉協議会	0256-52-6667	津南町社会福祉協議会	025-765-3774
十日町市社会福祉協議会	025-750-5010	刈羽村社会福祉協議会	0257-45-2026
見附市社会福祉協議会	0258-61-1352	関川村社会福祉協議会	0254-64-0111
村上市社会福祉協議会	0254-53-2111	粟島浦村社会福祉協議会	0254-55-2111

「生活福祉資金貸付制度」は、他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援により、経済的自立と安定した生活が送れるようにすることを目的とした制度です。

この貸付制度は厚生労働省の要綱に基づき、国と新潟県が貸付原資を出し合い、「社会福祉法人新潟県社会福祉協議会」が運営しています。

民生委員と市区町村社会福祉協議会が窓口となって、また、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援機関等と連携して、継続的な相談支援を行います。

ふれあいネットワーク



社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会

2019年4月1日(第4版)

1 生活福祉資金貸付制度の目的



世帯の自立を支援するための貸付制度です

「緊急小口資金」は、所得の少ない世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする社会福祉の貸付制度です。

緊急かつ一時的に困窮している世帯が、資金の貸付によってその後の生活及び返済の見通しが立つ場合であって、一時的に生活困難となった理由が、定められた「貸付対象理由」に該当する場合に対象となります。

(1) 個人ではなく「世帯の自立」を支援する制度です

- 世帯を支援するためには世帯全体の状況を把握させていただくことが必要です。世帯員の皆様の就労・就学・疾病、収入や家計の支出、負債の状況等をお聞きし、必要に応じて確認します。
- 本制度を利用することについて、世帯員の皆様にご了解いただく必要があります。
- 貸付の相談から返済を完了するまでの間、社会福祉協議会の職員が世帯を支援します。

※ただし、資金貸付の「契約」は、借受人個人の方と締結することになります。

※世帯を単位として貸付します。会社組織や団体への貸付はしません。

(2) 「貸付が支援になる」と判断される場合に対象とします

- 本制度は「貸付事業」であることから、貸付することにより現在困っていることを解決できる一方で、「借金を負う」という世帯にとっての負担が伴います。順調に返済することが難しくなれば、世帯への支援を目的に貸付したものが、世帯への大きな負担となってしまいます。

そのため、ご相談いただいた時点で、負担の方が大きく、貸付が支援にならないと判断される場合には、貸付はできません。

- 給付制度の利用や分割払い等、貸付制度以外の方法がある場合には、それを優先していただきます。
- 世帯の状況が客観的にわかる資料等をご用意いただき、貸付についての「審査」を行います。審査の結果により貸付できない場合もあります。不承認となった場合、その理由は開示いたしません。
- 世帯の収入状況については、直近の源泉徴収票や給与明細により確認させていただきます。
- 世帯に負債（債務）がある場合は、ご事情をおうかがいした上で、当初の借入総額や現在の残額、月々の返済状況について、書類や通帳等により確認させていただきます。

※ 生活福祉資金貸付制度においては、金融機関やカード会社からの借入（リボ払いを含む）、自治体や公的機関からの借入、光熱水費や税金、健康保険料の滞納、友人・知人・親族からの借入等を負債（債務）と考えます。

(3) 実情を正しくお話しいただくことが大切です

- 本制度は、税金を原資とする公的な貸付制度であり、真に必要性があり、制度の利用が適切と確認できる場合にご利用いただきます。
- また、資金貸付の契約を結び、返済が完了するまで、継続的な相談支援を行います。
- 必要かつ適切な支援をしていくためには、世帯の生活の状況やお困りの実情を正確にお話しいただくことが大切です。本制度をご利用いただくには、世帯の皆様と社会福祉協議会との間で信頼関係を持てることが前提となります。
- 虚偽の申請や不正な手段により資金を借りた場合、または貸付金を利用目的外に使用した場合は貸付金を即時に一括返済していただきます。
- 緊急小口資金の借入を希望される方は、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用が原則として要件となります。

2 貸付の条件



貸付対象となる世帯

1 低所得世帯であること

- これまで定期的な収入により生計を維持してきた世帯であること
- 世帯の収入が下記の収入基準額を超えない世帯であること

※「障害者世帯」「高齢者世帯」の貸付条件や収入基準は、借り入れる資金がその世帯の障害者・療養中や要介護の高齢者のために利用される場合のみ適用されます。

〔収入基準〕(平均月額) 平成 30 年度 ※収入基準は毎年改定されます

世帯人員	市町村	1人	2人	3人	4人	5人	6人	加算額
低所得世帯	新潟市・長岡市	163,000	236,000	288,000	362,000	417,000	469,000	58,000
	その他の市町村	141,000	206,000	253,000	322,000	372,000	418,000	52,000

2 一時的生活に困窮した理由が下記の理由に該当すること

- ① 医療費や介護費を払ったことにより臨時の生活費が必要なとき
- ② 災害など被災によって生活費が必要なとき
- ③ 年金、保険、公的給付等の支給開始までに必要な生活費
- ④ 会社からの解雇、休業等による収入減
- ⑤ 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料、公共料金を払ったことによる支出増
- ⑥ 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関の支援や社会福祉協議会、公共職業安定所及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき
- ⑦ 給与などの盗難によって生活費が必要なとき
- ⑧ その他これらと同等のやむを得ない事由があり、緊急性、必要性が高いと認められるとき

3 原則、自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から継続的な支援を受けることに同意していること

4 返済(償還)の見通しが立つこと

(貸付月を含む3ヶ月後から開始となる返済が可能(見通しが立つこと))

5 新潟県内に住んでおり、住民票の住所と現住所が一致していること

- 世帯に多額の負債がある場合は弁護士等の専門家に相談・アドバイスをもらい、更なる貸付の可否を検討します。債務整理の相談中で任意整理となるか自己破産となるか未確定の状態の場合、貸付はできません。

以下の世帯はご利用いただけません。

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員である者が属する世帯
- 生活保護世帯
- 生活状況が確認できない世帯
- 収入がないかまた少ないため恒常的に生活全般に困窮している世帯
- 債務整理の予定がある方及び債務整理中の方がいる世帯
- 多額の負債ある方及び返済が滞っている方
- 現在、生活福祉資金の連帯保証人になっている方

貸付限度額

- 100,000円以内の必要額(1,000円単位)

返済方法

- 元金均等返済(方法)の月賦返済です。
※場合により一括償還となる場合があります。

据置期間

- 2ヶ月以内

返済期間

- 12ヶ月以内

利率(利子)

- 無利子

延滞利子

- 償還(返済)期限を過ぎると、延滞利子(5%)が発生します。

連帯保証人

- 不要

3 借入申込に必要な書類



- ① お住まいの市区町村の社会福祉協議会でご相談ください。
- ② 申請する書類は、資金種類、世帯の状況、資金用途等により必要書類が異なります。
- ③ 市区町村社会福祉協議会で申請書類を確認します。追加書類の提出をお願いすることがあります。
- ④ 面接時、資金借入の必要性や世帯の状況等についてお伺いします。
- ⑤ 申請の準備が整ったら「借入申込書」と必要書類を添付して、市区町村社会福祉協議会にご提出ください。
- ⑥ 申請をいただくにあたり、住民票の現住所と実際生活している居住地が異なる場合は、実際に生活している居住地と住民票の現住所を一致させていただくことが必要です。

1 借入申込書

お住まいの市区町村の社会福祉協議会にてご用意しています。

2 ご本人確認書類

本人とわかる書類として、次のいずれかの原本を提示いただき、確認記録の必要から、相談者さまのご了解のもとで写しをいただきます。

※原則、顔写真が貼付された証明書をご提示いただきます。

ご本人確認書類（有効期限内のもの）

- 運転免許証（運転経歴証明書）
- 健康保険証
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- 外国人登録証明書、在留カード、特別永住者証明書
- 旅券（パスポート）

※受付の際は、お客様のお名前とご住所について「住民票」、「ご本人確認書類」の2点が一致していることを確認します。

3 住民票謄本（世帯全員分、発行後3ヶ月以内のもの(原本)）

4 世帯の収入支出の状況がわかる書類

世帯の収入と支出の状況がわかる書類として、次の最も新しい書類を提示いただき、確認記録の必要から相談者さまのご了解のもとで写しをいただきます。

また、世帯の融資(負債)のわかる最も新しい書類(負債総額、残額、返済状況がわかる)も提示いただきます。

《収入》

- 源泉徴収票
- 給与明細書
- 確定申告書
- 所得証明書(課税証明書)
- 年金額改定通知書 又は 年金振込通知書

《支出(領収書)》

- 家賃
- 電気・ガス・水道
- 電話・携帯等
- 税金、国民健康保険料、国民年金等
- 車、バイクの保険料(所有者のみ)
- 毎月の返済状況が分かる書類(借入がある方のみ)

6 資金用途の確認資料

具体的な使いみちや必要な金額が確認できる資料をご用意いただき、確認記録の必要から相談者さまのご了解のもとで写しをいただきます。

※申請に伴ってご提出いただいた書類は、審査結果にかかわらず返却しません。

資金種類	書類
福祉資金 緊急小口資金	《医療費又は介護費の支払いにより臨時の生活費が必要なとき》 ・医療費又は介護費等支払い経費が確認できる請求書
	《火災などの被災によって生活費が必要なとき》 ・被災証明書・罹災証明書
	《年金の支給開始までに生活費が必要な場合》 ・年金事務所発行の給付開始日と給付額が確認できる書面
	《雇用保険給付制限期間中に生活費が必要な場合》 ・雇用保険受給資格者証 ・認定スケジュール表 等

《滞納分の支払いにより臨時の生活費が必要なとき》

- ・滞納分の支払状況(支払済み)が分かる書類(滞納請求書と領収書)

《生活困窮者自立支援事業の支援を受けるに必要な経費》

- ・貸付あっせん(意見)書
- ・経費内訳が確認できる書類 等

《初回給与支給までの生活費が足りない場合》

- ・雇用証明書、雇用条件通知書等雇用の内容が確認できる書類

4 相談・貸付～返済(償還)までの流れ



ご相談・申込手続きは、最寄りの市区町村社会福祉協議会にて行います。



※原則、自立相談支援事業の利用が必要となります。自立相談支援事業の相談員との面談を受け、利用の要否を確認します。